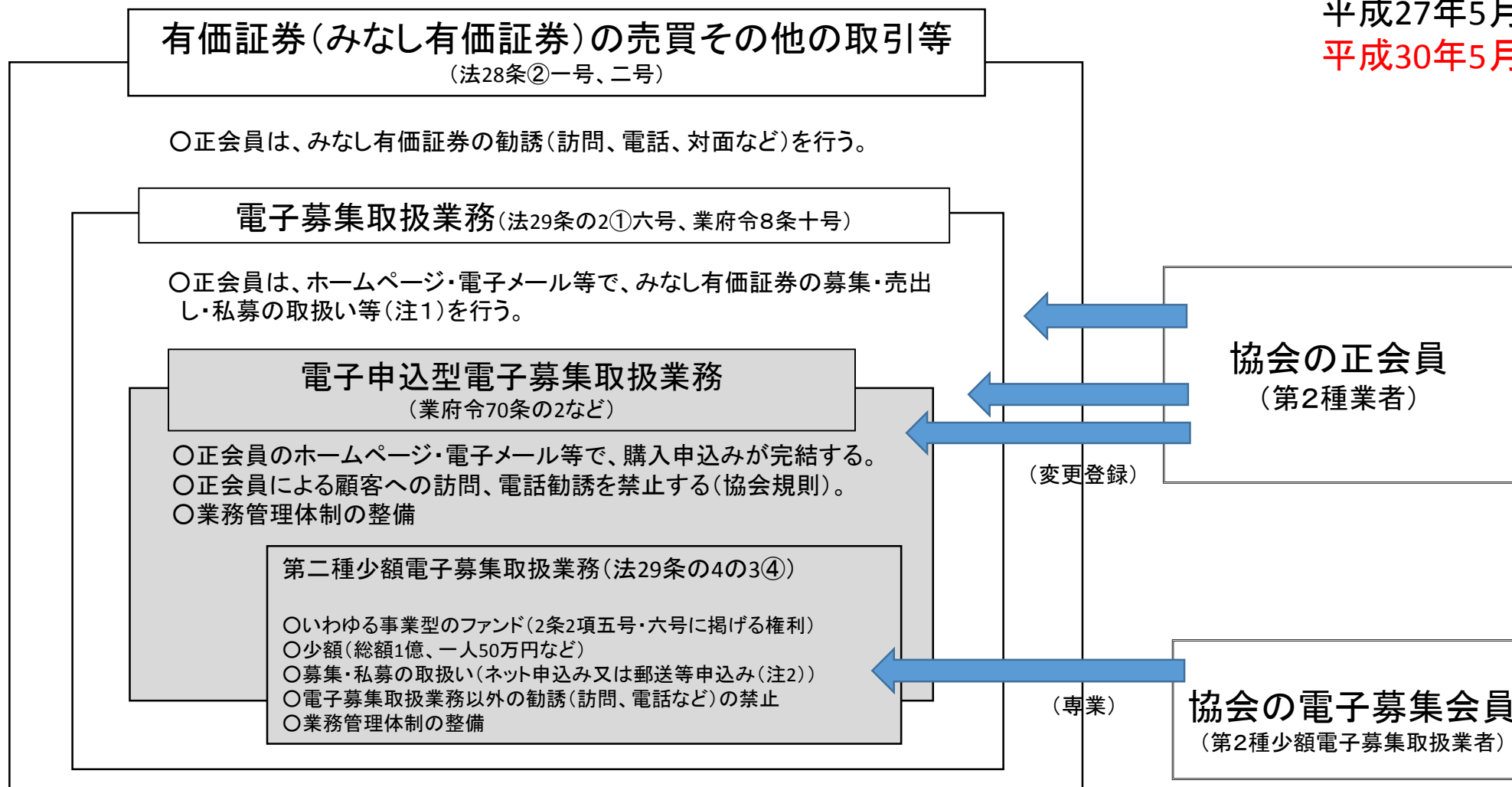


(参考)

協会の自主規制(イメージ図)

(協会作成)

平成27年5月27日現在
平成30年5月17日訂正



(注1) 募集・売出しの取扱い、私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう(法2条8項9号)。なお、金銭貸付を行う出資対象事業を除く。また、自己募集は、電子募集取扱業務ではない。
(注2) 郵送等申込みとは、第二種少額業者に書類を郵送するなどして申込みを行うケースを想定する。